



\*この計算はあくまで概算ですので、再評価率に含まれる年金改定率は度外視しています。

すごい改定だと思いませんか？

また、妻に支給される遺族厚生年金には中高齢寡婦加算がつきますが、この加算の年齢要件も上げられます。

30歳以下であれば、夫の死亡後の生活の再設計も容易であろうということなのですが、あまり話題になる改定ではなかったのですが、実際に家庭の生活設計を考える場合、何かあったときの備えについて再検討が必要な大きな改定ではないかと私は思います。

---

## ★年金トピックス～年金基礎知識～その20～

しつこいようですが.....

大阪の弁護士さんが、ご自分の国民年金の納付期間と社会保険事務所の記録と大きく食い違っていることについて、社会保険事務所に抗議しています。テレビなどで大きく報道されているのでご存知の方も多いと思うのですが。

このメルマガでも、ご自分の加入記録を社会保険庁の記録と合致しているかどうか確認なさることをお勧めしましたが、実際にこのような問題が表面化しているのですから、是非一度ご確認ください。

また、  
・ご自分の年金の加入歴(転職をなさった方は特に!)のメモ  
・国民年金の領収書の保管  
も忘れず実行しましょうね。

---

~~~~~編集後記~~~~~

祇園祭では、占出山さんのお帳場のお手伝いをさせていただきました。

占出山さんは安産の神様。  
お礼にお子様連れでお見えになる方も多く  
久しぶりに赤ちゃんを沢山拝見して、ほっこり。

~~~~~

\*\*\*\*\*

### 年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 & 年金コンサルタント  
西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メール[info@nishio-sr.com](mailto:info@nishio-sr.com)

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

\*このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。\*

\*\*\*\*\*

---

西尾雅枝の年金メールマガジン～どんとこい！年金～

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>

---

